「サイバープロテクション（CP）」サービス仕様書

（サイバーセキュリティ対策パッケージサービス）

株式会社ブロードバンドセキュリティ

第 2.3 版

2025 年 5 月 7 日

1. はじめに

本書について

本書は、株式会社ブロードバンドセキュリティが提供するサイバーセキュリティ対策パッケージサービス「サイバープロテクション（CP）」（以下「本サービス」といいます。）のサービス内容、利用条件等の仕様を記載したものです。

本書に記載されている仕様および製品に関する情報は、必要に応じて予告なしに変更されることがあることをあらかじめご了承ください。

なお、本書の内容を無断で本書の複写、複製及び転載を行うことを禁じます。

用語の定義

本書で使用する以下の用語の定義次のとおりとします。

用語	説明
BBSec	株式会社ブロードバンドセキュリティの略称
サイバープロテクション（CP）	ランサムウェアをはじめとしたサイバー攻撃の対策として、BBSecが以下サービスをパッケージ化して提供するもの 1. お客様サポートセンター 2. 監視ソフト（EPPとEDR）とSOCによるエンドポイント監視 3. インシデント発生時の緊急対応支援 4. 簡易サイバー保険（緊急対応支援をオンサイトで行った際の費用の補償）
EPP	Endpoint Protection Platformの略：エンドポイントでのウィルス対策ソフト。当サービスでは以下EPPを使用します。 ・ 名称：WithSecure Elements EPP for Computers ・ 製造メーカー：ウィズセキュア株式会社/WithSecure Corporation ・ 形式・バージョン：FCXCSN1NVXAQQ / Partner Managed for 1 year (1-24) ・ サービス所在国：フィンランド ・ データ保存先所在国：日本
EDR	Endpoint Detection and Responseの略：エンドポイントでの脅威検出と対応。当サービスでは以下EDRを使用します。 ・ 名称：WithSecure Elements EDR for Computers ・ 製造メーカー：ウィズセキュア株式会社/WithSecure

	Corporation ・ 形式・バージョン：FCEASN1NVXAQQ / Partner Managed for 1 year (1-24) ・ サービス所在国:フィンランド ・ データ保存先所在国:日本
SOC	Security Operation Centerの略:EPPやEDRが発するアラートを監視・分析している専門チーム
インシデント	当サービスで提供する監視ソフトが発したアラートのうち、脅威レベルが高く、隔離等の対応が必要と判断されたイベント
エンドポイント	当サービスの監視ソフトがインストールされたお客様の端末
IoT	緊急対応支援の委託先である「IoTマーケティング株式会社」の略称
チューニング	当サービスの監視ソフトの効果の最適化作業。例えば、ホワイトリストの登録（削除）、誤検知・過剰検知の削減のためのレベル設定のこと。

2. サービス内容

本サービスは、以下のサービスを提供します。

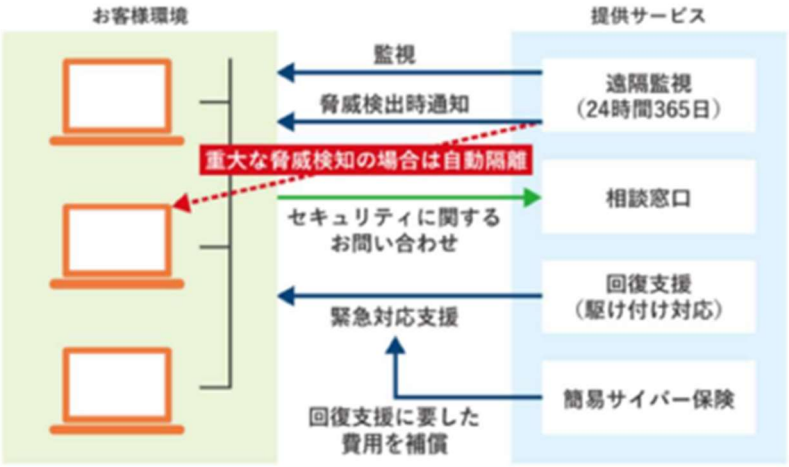

日々のセキュリティ監視・運用から、お困りの際のヘルプデスク対応、インシデント時のリモート対応/駆けつけ対応まで、安心のフォロー体制でサポートします。回復支援に要した費用も、保険で補償できるので安心です。

表 2-1 サービス内容

提供サービス	概要
お客様サポートセンター	別紙1：お客様サポートセンターをご参照ください。
エンドポイント監視	1. EPP及びEDRが常時（24時間365日）お客様の端末を監視します。またSOCも常時（24時間365日）端末にインストールされたEPP及びEDRが発するアラートを監視します。 2. エンドポイントがサイバー攻撃を明らかに受けている、もしくはその恐れが濃厚と判断した場合、当該エンドポイントを自動的に隔離します。またそれらに次ぐ恐れと判断した場合、お客様サポートセンターよりお客様宛に連絡のうえ、隔離等適切な措置を講じます。
通知	1. EDRが発したアラートについて、インシデントレベルに応じた通知を致します。
緊急対応支援	1. エンドポイント監視の結果、当該エンドポイントが隔離された場合の緊急対応支援を実施します。顧客の同意を得た場合、対応はリモートで行うことがあります。 2. リモートでの復旧が困難な場合は、オンサイト（現地へ赴き）にて緊急対応支援をします。 3. オンサイトでの緊急対応支援は有償ですが、「簡易サイバー保険」により費用が所定の範囲で補償されます。 4. 緊急対応支援は、作業結果を保証するものではありません。詳細は「別紙2：緊急対応支援」をご参照ください。
簡易サイバー保険	1. 緊急対応支援をオンサイトで行った場合、その費用について、1契約（1端末）あたり、年2回、各回上限5万円まで、1法人あたり合計500万円までを補償します。免責金額（自己負担額）はありません。 2. 具体的な保険発動要件や保険金請求/支払フローなどは、別紙3：簡易サイバー保険をご参照ください。 ※ 上限を超過する費用についてはお客様の自己負担となります。

2-2 通知

インシデントが発生した場合、お客様サポートセンターより、表2−2−1に記載の内容を所定のメールアドレスもしくは電話にて通知します。

表 2-2-1 通知レベル

危険度	内容	通知タイミング
重大	明らかにサイバー攻撃を受けている、マルウェア感染や外部への不正な通信など、重大な脅威と判定されたアラート。予め設定したレベル以上のアラート。	即時（60分以内を目標）
高	危険度「重大」未満ではあるがSOCが危険度高と判定したもの。	重大に準ずるものと判断した場合は即時、そうでないものは月1回
中以下	サイバー攻撃の可能性は低いが、特定の通信などを把握し発せられるもの。	－

表 2-2-2 通知内容

項目	内容	通知連絡
アラート概要	検知日時、検知内容、危険度、発生源となったエンドポイント情報、マルウェア情報、不正通信先情報など	○
対応状況	セキュリティ侵害の実行防止やマルウェア隔離の有無など	○

2-3　エンドポイントの隔離

インシデントにより隔離が必要、望ましいと判断した場合はエンドポイントを隔離します。隔離されたエンドポイントはEDRの管理サーバーとの通信を除くネットワークへのアクセスを遮断されます。

2-4　緊急対応支援

以下に対して、メールや電話等による緊急対応支援を実施します。

① EPP関連

(ア) アラートに対するリモート支援

② EDR関連

(ア) エンドポイントが隔離された場合の緊急対応支援を原則リモートで実施します。

(イ) リモートでの復旧が困難な場合は、オンサイト（現地へ赴き）で緊急対応支援をします。

3.　サービス提供条件

本章では、本サービスを提供するための条件を記載します。

3.1.　規約及び本書への同意

本サービスの提供に際して、別紙の規約（「サイバープロテクション（CP）」 サービス約款）への同

意が必要です。また、本書に記載されている内容への同意がサービスを提供する前提条件となります。

3.2. お客様の環境

以下の要件を満たすことが必要であることに同意するものとします。

① エンドポイントに、当社指定の監視ソフト（EPPとEDR）の両方が正常にインストールされていること。
② エンドポイントと監視ソフト（EPPとEDR）の管理サーバー間のネットワークが正常に接続されていること。
③ エンドポイントのOS（基本ソフトウェア）は、供給元のサポート対象であること。

3.3. 機能・性能の保証

本サービスは、監視ソフト（EPPとEDR）の供給元が提供するサービス仕様の範囲内で提供を行います。

3.4. 責任範囲

BBSec は、当サービスを合理的な範囲において提供する責任を有し、BBSec が提供するサービスに障害が発生した場合は、速やかに復旧作業を行います。BBSec の管理外の設備またはサービス（監視ソフト（EPPとEDR）の供給元が提供するものを含む）の正常動作に対する責任は有しません。

3.5. サービスの一時停止・終了

下記の何れかの事由に該当する場合、本サービスの一部もしくは全部の提供を一時的に停止し、または終了することがあります。この場合、お客様に対して予め通知しますが、緊急でやむを得ない場合には、この限りではありません。

① 天災地変、戦争、内乱、疫病の流行、労働争議その他労使関係上の紛争、不可避の事故、法的制限、その他当事者の支配しえない一切の原因により、本サービスの提供が困難な場合
② EPP 及び EDR の供給元や電気通信事業者またはその他サービスの提供に必要な第三者の役務が提供されない場合
③ その他、お客様に起因しない事由により本サービスの提供が困難と BBSec が判断した場合

3.6. データの二次利用

お客様より取得した情報は、下記を用途として二次利用することがあります。

① 検知した脅威に関する統計情報の作成
② 販売促進資料での利用

※ 二次利用する際は、お客様の特定が可能な情報を削除した上で利用します。

4.1.　サービス時間帯

本サービスのサービス時間帯を以下に示します。

表 4-1 時間帯

提供サービス	日時・時間帯
お客様サポートセンター	平日9時～18時
エンドポイント監視	24時間365日
緊急対応支援	平日9時～18 時

※なお上記サービスの日時・時間帯につきましては、全て日本の暦・日本時間が基準となります。

5.1.　サービス提供までの流れ

本サービスのご契約から利用開始までの流れを以下に示します。

表 5-1 サービス提供までの流れ

項目	実施者	内容
① 仮お申込み	お客様	「申込書」をご提出ください。
② 必要情報の確認	BBSec	申込書の記載内容を確認します（必要に応じてお客様へ問い合わせます）
③ 見積書・注文書発行	BBSec	頂いた情報を元に見積書及び注文書を発行します。
④ 正式お申込み	お客様	見積書・注文書の内容をご確認いただき、注文書にご捺印のうえ原本をご返送ください。
⑤ 請求書発行	BBSec	請求書を発行します。
⑥ 費用のお支払	お客様	利用料金を予め振込にてお支払いください。その際の監視ソフト（EPP/EDR）のライセンス発行は、入金確認後となります。
⑦ 監視ソフト（EPP とEDR）のダウンロードリンクの送付	BBSec	監視ソフト（EPPとEDR）のダウンロードリンクを所定のメールアドレスに通知します。
⑧ 監視ソフト（EPP とEDR）のインストール	お客様	ダウンロードリンクのガイドに沿ってインストールを行って下さい（インストール支援が必要な場合は、お問い合わせ下さい）
⑨ データ連携の確認	BBSec	エンドポイントと監視ソフト（EPP とEDR）間のデータ連携が行われていることを確認します。 （確認完了後、当サービスが利用可能となります。）

5.2.　サービス期間

申込後、原則20日（20 日が休みの場合、翌営業日）迄に入金を確認した場合、翌月1日から1年間。

6.　サービス提供終了後の措置について

本サービスのサービス提供終了時は、電子メールにて連絡します。サービス終了時は以下の作業を実施することに同意するものとします。

① お客様にてエンドポイントの監視ソフト（EPP と EDR）をアンインストールしていただきます。この場合、エンドポイントが脅威に晒される可能性が高まりますので、お客様にて適切な措置をお取りください。

② BBSec は、一定期間経過後、お客様のエンドポイント情報を破棄します。

7.　免責事項

本サービスは、次の各号について保証されるものではなく、これによってお客様、または第三者に生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

① ランサムウェアをはじめとするマルウェア、不正通信等全ての脅威に対する検知・防御

② ランサムウェアをはじめとするマルウェア等サイバー攻撃による被害

③ 監視ソフト（EPPとEDR）の動作、性能

④ お客様の指示によるチューニング作業の妥当性

⑤ その他、「サイバープロテクション（CP）」サービス約款に定める免責事項

お客様が「サイバープロテクション（CP）」サービス約款に明記された義務を果たさなかった場合や、BBSec にとって不可抗力であった場合、「サイバープロテクション（CP）」サービス約款上の保証は一切適用されないものとします。

本サービスの提供において、機器の故障、トラブル、停電または通信回線の異常等による本サービス提供の停止、及び遅延が生じることがあり、また本サービスに関するデータが消失することがあります。この場合において BBSec は、「サイバープロテクション（CP）」サービス約款の範囲内で責任を負うものとします。

BBSec は「3.5. サービスの一時停止・終了」の定めに基づき本サービスの提供を一時的に停止し、または終了した場合、事由を問わず、当該サービスの一時停止または終了によってお客様または第三者に生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

以上

別紙1：お客様サポートセンター

1. 連絡先
   ① 電話問い合わせ先　　：0120−823-135（フリーダイアル）
   ② E-mail 問い合わせ　　：support@iotmarketing.jp
2. サポート実施方法
   ① 電話/メール
3. 受付時間
   ① 平日 9 時～18 時
4. サービス提供方法
   ① お客様からお客様サポートセンターへの電話、またはメールに対する受付・回答を行う。
   ② インシデント発生時、お客様サポートセンターよりお客様へメールもしくは電話にて連絡を行う。
5. サービス利用対象
   ① 本サービスを契約したお客様に限り、お客様サポートセンターを利用できます。
   ② 本サービスの利用権利を、他の企業・団体や個人に譲渡することはできません。
6. 受付対応範囲（本サービスに関する問い合わせ・サポート依頼）
   ① EDR に関する事項（インストール等）
   ② EPP に関する事項（アラート、ポップアップ、操作、端末入替でインストールが上手くいかない等）
   ③ 契約に関する問い合わせ
   ④ 保険に関する問い合わせ
7. 受付対応範囲外（本サービス以外に関する問い合わせ・サポート依頼は受付できません）
   ① 他社サービス（製品）等に関する問い合わせ
   ② パソコンならびにその設定に関するお問い合わせ
   ③ インターネット回線が起因とする不具合やトラブル問い合わせ
   ④ 周辺機器の相性問題、ハードウェアの故障と断定できる状態でのお問い合わせ
   ⑤ 自社のサイバーセキュリティ対策など、本サービスの直接しない相談
   ⑥ OS 以外のアドオンプログラム（プラグイン含）の導入、操作方法に関するお問い合わせ
   ⑦ 各種ソフトウェアより提供される修正プログラムに関するお問い合わせ
   ⑧ OS、アプリケーションおよびマニュアルに関するお問い合わせ
   ⑨ 違法行為（不正コピーなど）、またはそれを助長すると思われるお問い合わせ
   ⑩ IP アドレスを固定で使用されている環境でのネットワーク全般に関するお問い合わせ
   ⑪ 事業用ネットワーク環境の再設定、インストール作業などのお問い合わせ
   ⑫ 海外からのお問い合わせ
   ⑬ その他、BBSec がサポート範囲外と判断するお問い合わせ

別紙2:緊急対応支援

1. 緊急対応支援の概要
   ① インシデントが発生し、当サービスを利用するエンドポイントが隔離された場合、その後にBBSec が当該エンドポイントに対して行う対応を、緊急対応支援といいます。
   ② 緊急対応支援は、顧客の同意があった場合、リモートにて対応を行います。リモートでの対応では解決できない場合、オンサイト（駆け付け対応）にて対応を行います。なお、緊急対応支援は、作業結果を保証するものではありません。
   ③ 緊急対応支援のうち、オンサイト（駆け付け対応）は有償となりますが、その費用は簡易サイバー保険により賄うことができます（1 端末 1 回5万円／年10万円まで）。

2. 緊急対応支援にあたり
   ① 保険適用の確認
      - 緊急対応支援のうち、オンサイト（駆け付けサービス）にて対応した際の費用は簡易サイバー保険の対象となります。その他に補償対象となる費用については、「別紙3:簡易サイバー保険」をご参照ください。
   ② その他
      - エンドポイントの状態やエンドポイント同士の接続状況の確認のため、また必要な処置等についてお客様サポートセンターから連絡することがあります。
      - お客様サポートセンターの指示に従って、お客様にて必要な確認を行っていただいたり、作業を行っていただくことがあります。
   ③ 緊急対応支援の日時の決定
      - お客様サポートセンターより電話をし、緊急対応支援の日時の調整をいたします。

3. 緊急対応支援の内容
   ① 実施内容（例）
      - 該当端末の状態確認
      - 当該端末の復旧作業支援
   ② 実施にあたって、ご承諾いただくこと
      - 該当端末及び周辺機器の操作
      - 調査に必要な情報の取得
      - 該当端末に関連する機器の操作及び情報取得
   ③ 実施できない作業（例）
      - 該当端末が操作できない状況にある場合
      - 上記承諾が得られない場合

4. 緊急対応支援の対応日時と対応エリア

① 対応日時 ：平日9時～18時

② 対応エリア：日本国内（島しょ部を含む）

5. 緊急対応支援費用

① 緊急対応支援費用

- リモート対応 ：無料
- オンサイト対応 ：38,500 円（消費税含、交通費別途。一台あたり 2 時間迄。）

② なお、対応が長時間にわたる場合や、専門的な知識や技能が必要な対処は別途申し受けることがあります。また、対応する機器や被害状況により、十分対応できない場合があります。

6. 保険の発動条件

① 「別紙3：簡易サイバー保険」によります。

別紙3：簡易サイバー保険

注）本紙に記載の内容は、本サービスに付帯される保険の概要です。詳細は別途交付する「簡易サイバー保険のご案内」をご確認ください。

1．　保険の概要

本サービスで提供する緊急対応支援のうち、オンサイト対応（駆付け対応）で発生した費用について、端末 1 台あたり 1 回 5 万円（税その他一式全て含む）を限度として補償します。その他補償内容については「3．補償対象事由および対象となる損害」をご参照ください。

保険金は、お客様より保険会社にご請求いただき、お客様が保険会社より直接支払いを受けます（BBSec や IoT に支払われることはありません）。

2．　保険責任期間

① 本サービスの開始（月初 00:00）から 1 年後の終了（月末 23:59）までとなります。

② 本サービス加入期間中であれば保険責任期間満了時に、さらに 1 年間自動更新されます。

③ 自動更新時、「4．支払限度額」に記載の支払限度額はリセットされます。

④ 本サービスの開始（月初 00:00）より前、或いは終了より後の期間における緊急対応支援は含みません。

⑤ 本サービスの提供終了時には、簡易サイバー保険の保険責任期間も終了します。サービス提供期間中に発生した事故は補償対象となりますが、サービス提供終了後に発生した事故は保険金支払いの対象外となります。

＜ 表 1：サービス契約期間と保険責任期間 ＞

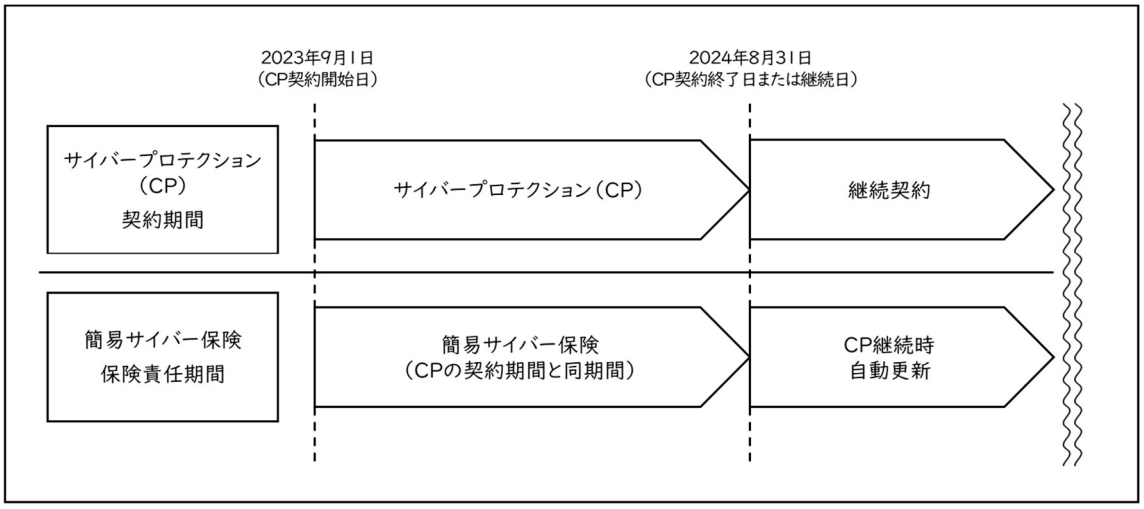

※本サービスの契約開始日が2023年9月1日の場合

3.　補償対象事由および対象となる損害

隔離されたエンドポイントに対する緊急対応支援において、リモート対応では解決できず、オンサイト対応（駆け付け対応）が必要となった場合のオンサイト対応（駆け付け対応）費用を補償します。その他の補償内容については下表をご参照ください。

＜ 表 2:補償対象事由と保険金支払いの対象となる損害 ＞

補償項目	対象要件	対象損害
緊急対応支援費用	EDRによりエンドポイントが隔離され、オンサイト対応が発生すること（リモート対応は対象外）	CP サービス仕様書にて定めるオンサイト対応費用
費用損害	EDRにより隔離されたエンドポイントに起因する、サイバー攻撃による他人の情報の漏えいまたはそのおそれ	- 事故対応費用 - 事故原因・被害範囲調査費用 - 広告宣伝活動費用 - 法律相談費用 - コンサルティング費用 - 見舞金・見舞品購入費用
賠償損害		- 法律上の損害賠償金 - 争訟費用 - 権利保全行使費用 - 訴訟対応費用

注）この保険の対象には、次の業種・団体を含みません。

- 個人、国、地方公共団体、独立行政法人

4.　支払限度額

	支払限度額
賠償損害	＜1 端末あたり＞ 1 事故 5 万円 保険責任期間中 10 万円 ＜1 被保険者あたり＞ 保険責任期間中 500 万円
費用損害	

※全ての被保険者（サイバープロテクション（CP）の全契約者）に適用する支払限度額として、証券総支払限度額 1 億円が適用されます。証券総支払限度額は、保険契約期間中に発生した事故に基づきお支払いする保険金に対して適用します。

5.　保険金が支払われない主な場合

①　次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害

- 被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取り扱い

- 国または公共団体の公権力の行使（法令等による規制または要請を含みます。）
- 被保険者によるサイバー攻撃、マルウェアの作成・意図的配布、ゲリラ活動等の侵害行為

② コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等について、次のいずれかに該当する事由に起因する損害。ただし、広告、宣伝、販売促進等のために無償で提供されるコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報に起因する損害を除きます。

- 記名被保険者が行う、他人が使用することを目的としたコンピュータシステム（注）の所有、使用または管理
- 記名被保険者が他人のために開発、作成、構築または販売したコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報
- 記名被保険者が製造または販売した商品、サービス等に含まれるコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報

注）他人が使用することを目的としたコンピュータシステムには、記名被保険者の業務のために販売代理店、加盟店、下請業者等が使用するものを含み、記名被保険者の商品、サービス等をその顧客に販売または提供するものを含みません。

③ 端末 1 台あたり限度額（1事故5万円・保険責任期間中合計10万円）、被保険者あたり保険責任期間中限度額(500 万円)を超える場合、または証券総支払限度額（全ての被保険者への限度額）1 億円を超える場合。

④ その他にも、保険金をお支払いしない場合があります。詳細については保険代理店（5. 保険についてのお問合せ先）にお問い合わせください。

6. 注意制限事項

① 保険金請求に関する保険会社との手続きはお客様にて行っていただきます。

② 保険金の支払先はお客様となります。

7. 保険についてのお問合せ先

保険の補償内容や保険金のお支払いについては、下記の連絡先にお問い合わせ下さい。お問い合わせいただく際は、『株式会社ブロードバンドセキュリティの「サイバープロテクション（CP）」をご契約いただいていること（またはご契約を検討中であること）』をお伝えください。

＜保険代理店＞

SBI マネープラザ株式会社 保険営業部

〒106-6017 東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー17F

TEL：050-1702-1953（平日 9 時～17 時、土日祝日および年末年始を除く）

＜引受保険会社＞

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 金融法人営業部 営業第二課

〒103-8250 東京都中央区日本橋 3-5-19

TEL：050-3462-5542（平日 9 時～17 時、土日祝日および年末年始を除く）

8. 保険金請求／支払いフロー

① 事故発生

② お客様から保険会社へ事故報告※

③ 保険会社からお客様に保険金請求書を送付

④ お客様から保険会社に保険金請求書およびその他提出を求められた書類を提出

⑤ 保険会社にて保険金請求内容を査定

⑥ 保険会社よりお客様に保険金を支払い

※事故報告先

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 東京企業火災新種第三サービスセンター

〒103-8250 東京都中央区日本橋 3-5-19

TEL：03-5202-6752（平日 9 時～17 時、土日祝日および年末年始を除く）

以上